

## 保護者以外の方が同伴する時は委任状が必要です。

お子さんが予防接種を受ける場合、保護者（父、母、後見人）が同伴することが原則ですが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴し、接種を受けることも可能です。ただし、その場合は、保護者の委任状が必要となります。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者がこの委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関の受付に提出して下さい。

### 定期予防接種委任状

年 月 日

委任者（保護者） 住 所 久留米市 \_\_\_\_\_

氏 名（保護者自署） \_\_\_\_\_

緊急時の連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

私は、下記のものに、本日の予防接種に関する一切の権限を委任します。  
また、本委任状が久留米市に提出されることに同意します。

予防接種名 \_\_\_\_\_

予防接種を受ける子どもの氏名 \_\_\_\_\_

受任者（同伴者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

子どもとの関係（続柄） \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_